

宿泊税に関するお知らせ



教育・保育関係の皆様へ

写真提供:宮城県観光戦略課



宮城県



仙台市

宿泊税の目的

観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実などを目的としております。



宿泊税の概要



宮城県と仙台市における宿泊税の概要は、以下のとおりです。

 課税客体	旅館、ホテル、簡易宿所、民泊の施設における宿泊行為
 納税義務者	宿泊者
 税額	1人1泊あたり300円 ※ 仙台市内は宮城県分100円・仙台市分200円の計300円 ※ 仙台市を除く宮城県内の市町村は宮城県分300円のみ
 免税点	1人1泊あたり6,000円未満（素泊まり・税抜き料金）の宿泊は課税しません。
 課税免除	以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません ・教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動に伴う宿泊 ・保育所及び認定こども園等における活動に伴う宿泊 ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊 ※ 教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除の詳細はP3・4でご説明します。
 課税開始	令和8年1月13日（火） ※ 令和8年1月12日から翌1月13日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。 ※ 課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

ご協力をお願いしたいこと



課税免除に関して、教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除について、以下の注意点をお伝えください。



注 意 点

学校長等が作成した証明書を宿泊施設へ提出する必要があります！



注 意 点

証明書を宿泊施設へ提出しない場合、課税免除とはなりません！



証明書の様式は、後日、宮城県と仙台市のホームページに掲載いたします。
ホームページへのアクセスについてはP5をご覧ください。

学校の修学旅行その他の教育活動等であることの証明書		
宿 泊 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	() 泊
活 動 の 概 要	☐ <学校・幼稚園> ☐ 修学旅行 ☐ 部活動（※1） ☐ その他の教育課程内の学校行事等（ ）	
	☐ <保育所等の施設> ☐ 行事（ ）	
学 校 等 の 種 類	☐ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 ☐ 保育所 ☐ 幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設	
宿 泊 施 設 名 称		
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数（※2）		
備 考		

※1 部活動とは、以下の要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動などは含まれません。

年 月 日

所在地

学校名又は施設名 _____

学校長名又は施設長名 _____

ご協力をお願いしたいこと



課税免除の対象となる具体例について

教育課程内の教育活動（修学旅行等）及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除について、対象となる者、対象とならない者の例は、以下のとおりです。

対 象

-  生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者である教師や保育士
-  心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者
-  部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラーなど

対 象 外

-  旅行業者の添乗員、カメラマン
-  応援のための保護者、審判など



写真提供：宮城県観光戦略課



このほか、課税免除に関する詳細については、「宿泊税特別徴収の手引き」をご覧ください。なお、手引きはホームページに公開しております。ホームページへのアクセスについてはP5をご覧ください。



宿泊税

宮城県 宿泊税 🔍検索



<https://www.pref.miyagi.jp/site/shukuhakuzei/index.html>

お問い合わせ

税務課課税班

☎ 022-211-2324

観光戦略課観光政策班

☎ 022-211-2823



宿泊税に関するお知らせ

仙台市 宿泊税に関するお知らせ 🔍検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei_information.html

宿泊税

仙台市 宿泊税 🔍検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syukuhakuzei_information.html

お問い合わせ

市民税企画課

☎ 022-214-8443

観光戦略課総務係

☎ 022-214-8259